

専門科目追試の取り扱いについて

【ご意見・ご要望】(投稿日:2022年8月3日)

京都大学の方針では、新型コロナウイルスとみられる症状があった場合は授業や試験には出席せず自宅療養としたうえで、その後 PCR 検査の結果が陰性であった場合は体調が回復次第出席を認めるという方針がとられていると思います。この場合、期末試験の追試験を受けるにあたって全学共通科目では PCR 検査を受けたことが通知書などで証明できれば申請を可能としている一方、工学部などでは当日中に発熱外来を受診したうえで当日付の診断書を提出することを義務としています。これはコロナに関する取扱いにおいては診断書は原則不要とする国からの通達に反するものであり、昨今、多くの病院が発熱外来の診療制限を行っていて当日になってからでは予約すらとれないという状況、さらには医療現場が逼迫しており診断書を目的とした外来を断っているところもあることを踏まえると、学生に対し診断書の提出を義務付けることは著しく不当であると思います。これに対し、専門科目でも全学共通科目と同様に PCR 検査結果だけでよいとする柔軟な対応をお願いしたいです。

【回答】(回答日:2022年8月5日)

(回答部署:工学部教務課教務掛)

お問い合わせいただいた件につき、回答いたします。

仰るとおり、工学部では、病気等による追試験申請の際には、原則として診断書等の提出をお願いしております。しかしながら、8月1日付の文部科学省発出の事務連絡により、昨今医療体制逼迫に伴い、受診が困難な場合も見受けられることから、学生の申し出によって都度対応を検討しております。もし、診断書等の提出が難しい場合は、お手数ですが所属の学科事務室にその旨をご相談願います。